

[事案 2020-287] 転換契約無効請求

・令和4年7月13日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人らの説明不足により、契約内容を誤信して転換したこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

従前から契約していた定期保険を、平成28年4月に組立型保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効にしてほしい。

- (1)退職金として3,000万円ほど用意したいこと、1億円の死亡保障を用意したいこと、死亡保障を確保した上でしっかり貯蓄もできる商品があれば提案してほしいことを要望したところ、募集人から、転換すれば今よりも有利な保険に加入することができ、1億円の死亡保障を用意できると説明されたが、転換前契約と本契約の保障内容を比較すると、明らかに改悪されていた。
- (2)募集人らからは、提案書などの書類は一切示されず、役員である妻に、有利な転換と誤信させるような説明をした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人らは、申立人代表者（以下「代表者」）から、退職金として解約返戻金を3,000万円ほど用意したいとの意向は聞いていない一方で、1億円の死亡保障を持ちたいという意向のほか、3大疾病の保障を充実させ、その上で保険料を抑えたいとの意向を聞いた。
- (2)代表者の意向については、意向確認書により確認している。
- (3)募集人らは、申立人に対して、新規契約および転換契約を含めた複数契約を提案し、代表者の意向に沿うように調整を繰り返し、本契約の締結に至った。
- (4)募集人らは、本契約の利点のみではなく、解約返戻金の額の相違について、転換前後のシミュレーション資料を示して説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、代表者および代表者妻、ならびに募集人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人らの説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。